

消費税免税事業者に関する問題点

糟 谷 修

1. 本稿の目的と概要

わが国において消費税という税目は、昭和63年12月の税制の抜本的な改革の大きな柱のひとつとして創設され、平成元年4月1日より3%の税率で施行されてきた。

消費税は制定以前より常に政治的な掛け引きに晒されてきた。政府は従来よりその導入を強く求めるためもあり、小規模事業者に対する配慮からいくつかの特例を用意してきた。その特例が、いわゆる「益税問題」といわれるような事業者が不当に利益を得てしまう問題を生じさせてきた。

その特例そのものもある意味では不公平なものであるが、近年好むと好まざるとにかかわらず発生してしまうその益税を脱税とされてしまう例がしばしば見受けられるようになってきた。

本稿では、現在の消費税、特に免税事業者制度のどこに問題があるかを検討し、いかなる制度改正を行えば本旨に合致した制度になるかとの点につき、私なりの改正試案を示したいと思う。

2. 消費税制の概要

消費税に関する諸問題を考えるためには、まず現行の消費税の仕組みを知らなければならない。そのため、ごく簡単にその規定の内容を述べることにする。

なお、ここでの説明は極めて大雑把なものであり、実際の計算は異なる点もあるので注意が必要である。

2.1 消費税導入の背景

戦後のわが国の税体系は、いわゆる「シャウプ勧告」によりその基礎がつけられた。シャウプ勧告の理念は、恒久的・安定的な税制を確立し、直接税を中心に据えた近代的な税制を構築することであった。

昭和50年代頃から政府は、国民に広く薄く負担を求める一般消費税の導入を目指したが、政治状況の影響から実現はなかなかされなかった。

シャープ勧告以来の抜本的な税制改革が、昭和62年9月及び昭和63年12月の税制改正により実現した。これは公平・中立・簡素を基本理念としつつ現下の経済社会に適合し、高齢化社会や国際化など将来を展望した税制の確立等を目的にして、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築することとしたものであった。

消費税の導入時には、たいへん激しい政治対決があった。導入に反対する立場からは「逆進性」が問題とされた。逆進性とは、所得が少ない人でも生活に必要な物品の購入額は大きく変わらないので、所得が少ない人の方が収入に対しより大きな割合で税の負担が発生してしまう、という問題である。

平成元年4月に3%でスタートした消費税は、平成9年4月から5%に引き上げられ現在に至っている。現在の消費税5%というのは、正確に言えば国税である消費税4%と地方税である地方消費税1%の合計であり、「消費税等」と称するべきところ、本稿では消費税5%として論を進めることとする。少子高齢化に直面している現在、消費税そのものを廃止するという意見はほとんど聞かれなくなった。あるのは、いつ引き上げるか、どのくらいに引き上げるか、といったことである。これもまさに重要な政治マターである。

2.2 消費税の課税対象

消費税は原則として国内におけるすべての財貨・サービスの販売、役務の提供等を課税対象としている。

規定上は、①国内において②事業者が事業として③対価を得て行なう④資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供、である。

すなわち、日本国内で業者から物を買ったり、サービスを受けたりした場合にその代金の5%の消費税が課せられるものである。たとえば、消費者が商店で1,000円の買い物をするれば、50円の消費税を負担することになっている。

その他、国内取引の税負担とのバランスをとるため輸入取引にも消費税が課せられている。この場合は輸入をする者が、直接税関へ消費税を納付する。

2.3 消費税の国庫への納付状況

2.2の前段で述べた国内取引にかかわる消費税は、どのような過程を経て国庫へ納付されるのだろうか？ ごく簡単にその流れを示したのが次の図1である。

消費者が負担した消費税は、各事業者を通じて国庫へ納付されることになる。各事業者は一定期間（通常1年）の間に他の事業者や消費者より支払を受けた「売上げに係る消費税額」から税の累積を排除するため、他の事業者に対し仕入れの際に支払った税額を控除する「仕入税額控除」を行って、自らが国庫へ納付する消費税を算定する。具体的には以下のとおりである。

消費者が負担した消費税は、小売業者が預かる形となる。小売業者は消費者から預かった

納付されたか否かを検証することは不可能である。ただ、理屈として国庫に納付されているはずだ、ということが分かることは確かである。

消費税は原則として事業者は負担せず、最終消費者が負担するものである。もし、税率が5%から10%あるいは20%になったとしても、事業者の利益は1円も変わらないはずである。現実的には、税率が上がれば消費者の購買そのものが減少するであろうから、事業者の売上げそのものが減り、利益の減少を招くことは間違いないだろう。

消費税は税率が何%になろうとも消費者が負担した税がすべて国庫に入ることを人々が信じていることによって成り立っているのである。

2.4 免税事業者とは

前述のとおり、消費税は担税者と納税者（国庫への納付作業を行う者）との異なる間接税である。

消費税は消費者が負担した税が、事業者を経由して間接的に国庫に入るしくみとなっている。そこでは、事業者に対して相当な事務コストを負担させることになる。

前節で述べたとおり、消費税は理論的には事業者に税額の負担があるわけではない。しかしながら、一定の売上金額に満たない小規模事業者は消費者への価格転嫁ができなかったり、消費税の申告能力が劣っているという理由で、消費税の申告及び納付を免除されている。これが、「免税事業者」と言われるものである。

免税事業者は、前々課税期間（通常2年前）の課税売上高が1,000万円以下の事業者である。平成16年より前は、この「1,000万円以下」は「3,000万円以下」とされていた。

	設立 ×1年	×2年	×3年	×4年	×5年	×6年
課税売上高(万円)	800	1,500	6,000	700	2,000	4,000
当期の申告納税	免税	免税	免税	課税	課税	免税
×1年	前々期の課税売上高が		ないため		当期は	免税
×2年	"		"		"	免税
×3年	"		800万円 ≤ 1,000万円のため		"	免税
×4年	"		1,500万円 > 1,000万円のため		"	課税
×5年	"		6,000万円 > 1,000万円のため		"	課税
×6年	"		700万円 ≤ 1,000万円のため		"	免税

図2 免税事業者の例示

判定の基準を「前々課税期間」としているのは、事業年度の初日において当期に自社が消費税の納税事業者か否かをわかっていなければ、値付することもできないだろう、ということからきている。「前期」の課税売上高によらなかったのは、前期の課税売上高が正しく判明するの

は前期の課税期間の申告書の提出期限（前期終了後2ヶ月以内）であり、既に当期に払い込んでいるため、当期の初日には間に合わないことを理由としている。

なお、新たに法人を設立した場合は、どのような法人も「前々期」は存在しないこととなるので、すべて免税事業者となりそうなのであるが、大企業がそれでは消費者から預かった消費税を懐に入れてしまう金額があまりにも大きすぎる、ということで資本金の額又は出資の金額（以下は単に資本金という）が1,000万円以上の法人は、前々課税期間が存在しなくても課税事業者となるように規定されている（前々課税期間が存在し、その期間の課税売上高が1,000万円以下である資本金1,000万円以上の法人は当期においては免税事業者となる。）。

2.5 簡易課税制度

消費税の「益税問題」の発生原因として、本稿で論ずる「免税事業者」の規定と並びもうひとつ「簡易課税制度」という規定が存在するが、本稿では取り上げないこととする。

3. 免税事業者の課税回避スキーム

3.1 「益税」発生メカニズム

「益税」とは、消費者が支払った消費税が国庫に入らず、事業者の「私腹を肥やして」しまうことをいう。ただし、何も違法なことではない。

例えば、当社は以下のような状況であったとする。

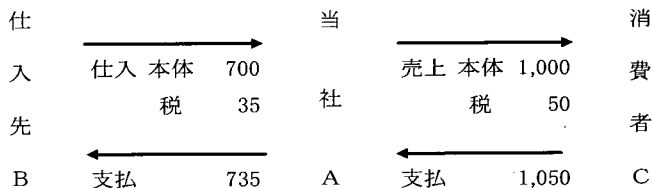


図3 消費税の国庫への納付状況

当社 A は仕入先 B から本体 700 の商品を仕入れ、消費者に本体 1,000 で販売したとする。1 年間の経済活動がこれだけであれば、当社の消費税としての国庫への納税は、 $50 - 35 = 15$ である。ちなみに利益は $1,000 - 700 = 300$ となる。仕入先 B の 1 年間の活動が当社に本体 700 の商品を販売しただけだとすると、B の消費税としての国庫への納税は $35 - 0 = 35$ である。ちなみに利益は $700 - 0 = 700$ である。

消費者 A が負担した消費税 50 は A により 15、B により 35 の計 50 がそのまま国庫に納められる。

ところが、当社 A が免税事業者だったらどうだろう？ 当社は「消費税申告とは無縁の人」

となるので、消費税の計算は行わない。消費税として預かった金額も当社の売上げとなり、消費税として支払った金額も当社の仕入れとなる。Aの利益は $1,050 - 735 = 315$ である。結果として国に納付すべき15が事業者の手許に残ってしまうことになる。これが「益税」といわれるものである。もっともここで15のいわば「不当利得」が発生しても、所得税や法人税の課税対象となるので、そのまま全てが事業者の手許に残り続けることはない。

仕入先Bも免税事業者であれば、同様に35がBの手許に残ることになる。

このようにA、BともあるいはA、Bの一方が免税事業者であれば、消費者Cの負担した消費税50の全部又は一部が国庫に納められずに事業者の手許に残る。

これが「益税問題」である。

3.2 「益税」は簡単になくせないのか？

ここで疑問が生ずる。「益税」なんてのは簡単になくせるのではないだろうか、と。

3.1 でみた取引をもう一度みてみよう。

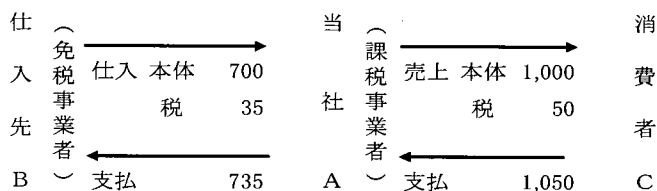


図4 仕入先が免税事業者の場合

当社Aが課税事業者、仕入先Bが免税事業者だったとしよう。仕入先Bは免税事業者なので「消費税申告とは無縁の人」、すなわち消費税を国に納付しない。当社Aは、消費者から預った消費税50から仕入先Bに支払った消費税35を引いた額の15を消費税として国に納付する。

ちょっと待って。当社が消費者へ売り上げた取引は消費税がかかるが、仕入先Bが当社へ売り上げた取引には消費税がかからないはずだ、と思われるかもしれない。そうすれば、当社が国へ納付すべき消費税は $50 - 0 = 50$ ということになる。そうすれば、仕入先Bは消費税の納税をしないのだから、消費者Cが負担した消費税はすべて当社によって国庫へ納められることになる。

現実の取扱いはそうではない。仕入先Bが消費税の課税事業者であるか否かにかかわらず、仕入先Bと当社Aとの取引は「課税取引」である。従って、当社Aは仕入先Bの消費税納税の有無の如何に関わらず「課税仕入」として消費税の計算をすることができることになっている。

なぜそのような仕組みになっているか。

前にも述べたように、政府は従来より一般消費税を導入しようと目指してきたが、政治状況

によりなかなか成就しなかった。現在の「消費税」の前には「売上税」なる一般消費税が案として浮上していた。「売上税」においては「仕入控除」するのは実際に前の事業者、この例では仕入先 B が消費税として納付すべき金額 (B が課税事業者であれば 35、B が免税事業者であれば 0) を当社が仕入税額控除として計算に入れる金額とする、というようになっていた。これを「インボイス方式」と呼んでいる。この方式によれば、消費者が負担した消費税が確実に国庫に入ることになるため、理論的にはより優れた方式であると考えられている。

しかし、このインボイス方式には主として 2 つの大きな問題があった。そのひとつは税額を記載した書類のやり取りをいちいち行なわなければならない煩わしさに加えて、税額の計算もそのインボイスの積み上げによることなど事務負担上の理由からの問題があった。現在の消費税の計算では、「その取引が課税事業者がなしたとすれば課税取引となる取引」はすべて消費税込の取引であるとして、請求書の保存など法律上要求のある形式面が整っていれば「課税仕入」として扱うことができることとなっている。この方式を一般には「帳簿方式」と呼んでいる。

いまひとつ問題にされたのは、「免税事業者」が取引から排除されてしまいかねない、という虞があると考えられたことである。「売上税」でも一定規模以下の小規模事業者は、負担軽減の観点から「免税事業者」とされていたが、それがかえってインボイスを発行して消費税を送り合う取引仲間から遠ざけられるのではないかと考えられたことから、現在の消費税では仕入先が事業者であるか否か、その仕入先が消費税を納税しているか否かに関わらず、その取引のみをみて課税仕入ができるようにされているのである。

3.3 「免税事業者」は丸儲けか？

そうしてみると、「免税事業者」は消費税の「益税」で不当利得を得ているのだろうか？

図 5 に示した例で考えてみる。

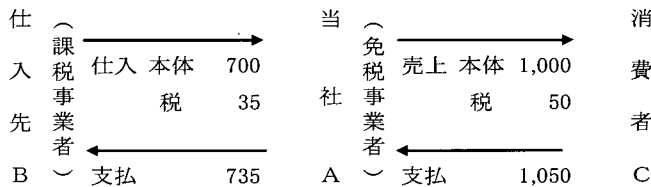


図 5 当社が免税事業者の場合

当社 A が免税事業者、仕入先 B が課税事業者だったとしよう。当社 A は、免税事業者であることにより「消費税申告とは無縁の人」となる。消費者との取引自体は課税取引なので、本体 1,000 と税 50 の計 1,050 を消費者 C から受けとることができる。しかし、消費者 C が負担したと思っている (勘違いしている) 50 は、消費税として国庫に納付されない。当社 A の懐に入るのである。当社の利益は $1,050 - 735 = 315$ で、もし当社が課税事業者だったとしたら得られた利益 $1,000 - 700 = 300$ より 15 多い。50 多いのではない。残りの 35 は仕入先 B が課税事

業者であればBを通じて国庫に入るが、Bもまた免税事業者ならば35はBの懐に入る。

私が高校生の頃の英語のテキストでは、「米国ではパーティーなどで相手の年取を聞いたりしても失礼ではない。」と書いてあったような気がする。しかし、その後そのような場面に出くわしたことはない。最近読んだ中国語のテキストでは「中国では相手の収入など聞くことは比較的普通に行われているので、もし突然聞かれてもびっくりしないように。」と書いてあった。こちらはしばしば経験する。双方とも事の真偽は私自身確認ができていない。

奥床しさを美德とするわが国においては、いくら興味があっても「あなたの年取いくらですか?」とは聞いてはいけない。つまり、取引先が免税事業者か否かを知ることはできないのである。

これは免税事業者にとってめでたしめでたし、と言えることであろうか?

消費税導入時「あの店はどうせ規模からいって『免税事業者』に違いない(当時は年商3,000万円以下レベル)。消費税を上乗せするなんてトンでもない!」という声もあったがその結果、上記の場合に消費者Cより1,000しかもらえなかったかも知れない。特に「定価」のある商品などはそうであった。なぜなら、当社Aは免税事業者のはずだから。今でもその手の話は時々聞かれる。

確かに消費者Cは悪徳免税事業者から消費税をよこせという詐欺的行為にひっかからず済んだ、とほっと胸をなで下ろすかも知れない。

当社Aは確かに消費税としては国庫に納めていないが、利益は $1,000 - 735 = 265$ と課税事業者のときに比べ35減ってしまう。

3.4 取引そのものの課税か否かと課税事業者・免税事業者

3.3でみたように免税事業者が全く消費税を転嫁しないで販売した場合には、仕入の段階で発生している消費税相当分の利益を失ってしまう。

消費税の世界では、あくまで「課税取引」は消費税の対象であり、消費税を国庫に納付する段階で課税事業者と免税事業者に差がでてくるということである。

いくらで販売しようと対価のうち100/105の部分が本体であり、5/105の部分が税相当分であるということである。例えば105で売れば本体が100であり税が5であるが、100で売れば本体が $100 \times 100/105 \doteq 95.238\dots$ であり税が $100 \times 5/105 \doteq 4.761\dots$ である。

よくテレビの宣伝や店頭で「うちは消費税をいただきませんっ!」なんてやっているところがあるが、消費者を騙しているのも同然である。公正取引委員会はしばしばどうでも良いような(と私が思うだけかもしれないが)不当表示には警告を発するが、この手の「消費税いただきません」商法には何故か警告を発しない。困ったものである。

そもそも今の世の中、売り値が法令によって定まっているものはそうそうなく、課税事業者であろうが免税事業者であろうが売った代金としてもらった金額のうちの100/105の部分が本体で5/105の部分が税なのである。

4. 意図的な課税回避

4.1 「免税事業者」は消費税の納税ができない

上記2.4で述べたように新たに開業した個人事業者や、資本金が1,000万円未満の法人は最初の2年（2期）は「免税事業者」として消費税の納税が免除される。免除されるということは「課税事業者となることを選択」する場合を除き、「消費税の申告・納税」をすることができないということである。申告・納税をしても「誤申告」・「誤納付」として税金が国から戻されてしまう。

ちなみに、折角免税事業者になっているのにわざわざ課税事業者を選ぶそんな変わり者がいるのか、と思われるかも知れないが、輸出を多く手がけている事業者や、多額の設備投資を行った年には「免税事業者」よりも「課税事業者」となる方が有利なこともある。しかしここでは少し話がそれるため詳しくは触れない。

4.2 摘発されたスキーム

少し正確ではないが、近年以下のような事例が問題とされてきた。

(i) 当社 A は従来より消費税に関して下記の取引を行ってきたとする。

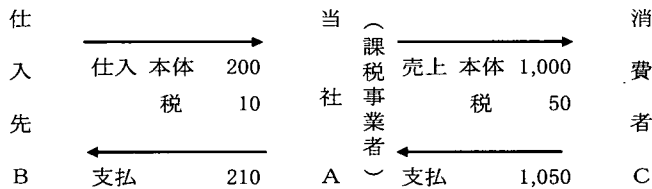


図6 課税事業者の設例

当社 A の消費税の納税は $50 - 10 = 40$ である。ちなみに当社 A の利益は $1,000 - 200 = 800$ である。

(ii) その後、当社は「営業政策の一環として」資本金 500 万円の子会社 A' を設立し、仕入先 B との取引の間に子会社 A' を介在させた。仕入先 B との仕入価格も消費者 C への売上価格も変わっていない。

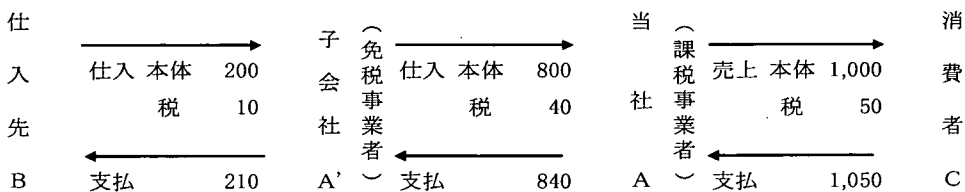


図7 免税事業者としての子会社を設立した場合

子会社 A' は 2 期の間、消費税の免税事業者なので消費税の納税はない。当社 A の納付する消費税は、 $50 - 40 = 10$ である。すなわち、子会社を設立したことでグループとして納付する消費税は、40 から 10 へと 30 も減少している。

ちなみに子会社 A' の利益は $840 - 210 = 630$ で、当社 A の利益は $1,000 - 800 = 200$ である。グループの利益は $630 + 200 = 830$ で子会社設立前に比べ「益税」分 30 の利益が増えることになった。

(iii) 子会社 A' の 3 期目、すなわち免税事業者でなくなり課税事業者となった場合はどうだろうか？

子会社 A' の納付する消費税は $40 - 10 = 30$ 、当社 A の納付する消費税は $50 - 40 = 10$ 、グループ全体として納付する消費税は $30 + 10 = 40$ である。

ちなみに子会社 A' の利益は $800 - 200 = 600$ 、当社 A の利益は $1,000 - 800 = 200$ 、グループ全体としての利益は $600 + 200 = 800$ であり、子会社設立前と変わらない。

(iv) 当社は「営業政策の一環として」新たに子会社 A'' を設立し、子会社 A' にかわって仕入先 B と当社 A の取引に介在させた。

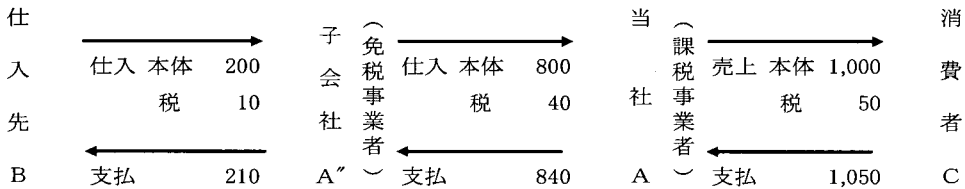


図 8 別の免税事業者（子会社）を新設した場合

先程の子会社 A' を設立した時と同じように、2 期の間は「益税」によりグループで不当利得が発生し、3 期目になると不当利得はなくなった。

その後、当社 A は「営業政策の一環として」およそ 2 年ごとに新しい子会社を設立し、仕入先 B と当社 A との取引に介在させ「益税」を得ていた。

もちろん、これらの例は仕入れ、売上げが全く変わらず、事務コストも全くかからないという仮定の話であるので、現実的ではないと思われるかも知れない。

4.3 タチの悪い事案に対処する？

4.2 のような事例に対処して最近、脱税としての摘発がしばしば行われているようである。確かにどう見てもタチの悪い事案ではある。税理士は、このようなスキームの相談を受けた場合には、事業者がそのような方向へ決断しないように導かなければならない。

しかしながら、困ったことに 4.2 のような事案を規制する条文が「消費税法」の中に見当たらないのだ。

4.4 同族会社の行為又は計算の否認規定

他の税法、例えば法人税法においては「同族会社の行為又は計算の否認」という規定が存在する（法人税法第132条）。

概略としていわく、『税務署長は、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、その法人の所得や税額を計算することができる。』というものである。

つまり、内々の人間が経営している会社では「何でも有り」の可能性があり、結果的に法人税を「形式上は合法的に」免れている場合、そうはさせじとして追徴する手段を課税当局に与えているのである。めったに適用されないので「伝家の宝刀」などと業界では呼ばれている代物である。

この同族会社の行為又は計算の否認の規定は「不確定概念」であり、「租税法律主義」の観点から大いに問題である、という意見が結構多い。税理士で理屈好きの人のいくらかは「これはけしからん！」とあちこちでふれまわっている。

しかし、私はこの行為・計算否認規定は、ある意味納税者や税理士の「常識」を最後は働かせてくださいよ、というメッセージであると考えている。この規定があるからこそ納税者の不当な「課税回避要求」を退けることができるのである。

4.5 不当な要求にどう応えるか

納税者が4.2のような不当なスキームを要求してきた場合、専門家としては実に悩ましい問題に直面する。

このスキームは明らかにおかしいが、違法状態かというところでもない。課税当局が摘発するためには、設立そのものが詐欺的行為であり取引は全て当社Aが行ったものだというように取引そのものの偽装を証明しなければならない。

税理士が納税者の圧力に負けて子会社の設立を容認してしまった後、やはり良心の呵責に耐えかねて「免税事業者からの仕入れでは消費税の納付がなされていない」として、「課税仕入れ」としての計算をしなかったらどうなるか？

その事業者サイドからの損害賠償請求を受けるかも知れない。もし、裁判になっても税理士サイドが勝つことはないだろう。

民事裁判は「正義が勝つ」わけでは必ずしもなく、より強い証拠を以って証明した方が勝つ。これは法学の知識が少しでもあれば常識かも知れない。

現に税理士を訴える裁判が近年は増加しているようで、その中身を見てみると「益税」が期待できたのにそれを怠ったとされて、損害賠償を受けた例もあるようである。これなどもほとんど困った現象である。

5. 意図的ではない課税回避

5.1 誰にでも起こり得ること

前に述べたとおり、ほとんどすべての個人事業者や資本金が1,000万円未満の法人は、一般的に最初の2年間（2期）は消費税の免税事業者である。1億（ではないが）総課税回避である。免税事業者は「課税事業者の選択」をしない限り消費税の申告をすることができないし、納付をすることもできない。万一行っても「誤申告」・「誤納付」ということで納税した金額が戻されてしまう。

個人事業をいちから開始した場合にはもちろん、例えば親の営んでいた事業を承継した場合でも税法の扱いは、親は「事業の廃止」であり、子は「新たな事業の開始」なので、子は2年間は消費税の免税事業者となる。ただし、親が死亡し相続により子が事業を承継した場合には、子には前々課税期間はないが消費税の免税事業者か否かの判定は、2年前の親の事業の課税売上高が1,000万円以下か否かによるので、親の生存中の事業承継とは異なることは注意が必要である。

5.2 資本金の大小と消費税の免除

資本金とは何だろうか？ 会社法の先生に叱られることを覚悟して少し考えてみたい。

資本金とは、一般的には「会社の大きさ」を表わしていると言われる。資本金500万円の会社と資本金100億円の会社では、後者がほぼ間違いなく相当大きな会社であろう。新聞記事なども「〇〇株式会社、××社長、資本金2億円」などと出ている。

ところで、あまり大きくない会社にとって資本金はあまり大きな意味をなさない。資本金500万円の会社と資本金3,000万円の会社はどちらが大きいか？ よくわからない。まあ、資本金3,000万円の会社の方が大きな会社である確率がわずかに高いという程度である。

平成17年の会社法（旧商法）制定により、資本金の最低限度が撤廃された。従来は株式会社が1,000万円以上、有限会社が300万円以上だった。

「ベンチャー育成」などのキャッチフレーズで商法末期の頃「特例中の特例」として特別な決算公表などを条件として「1円会社」の制度があった。全くナンセンスとしか言いようがない。「1円会社」は「1円会社」であるということをもって法律・経理に疎い一般人に対して、「おっ！何か新しい事をやってくれるような会社だなっ！」と思わせる意味しか持っていなかったと思う。

そもそも会社の設立費用や当座の運転資金、最低限の備品を用意するために少なくとも数十万円単位の資金が必要である。まともにやれば百万円単位の資金が要るのである。「1円」でどうやって会社を動かすのか？ 足りない分は自分から「借りてくるだけ」である。

一方、資本金1,000万円の会社でも会社設立費用や当座の運転資金が50万円を済んだ場合

には、残りの950万円は会社名義の資金であるが自分が管理している。もちろん会社法上は様々な制約があるが、事実上自分が自由に使える資金である。

会社設立時には「現物出資」などのイレギュラーなケースを除けば、現金として資本金に相当する「実際の財産」があることを銀行に証明してもらう必要がある。

つまり、資本金とは会社設立時に一時的に現金（預金）として金融機関に存在した、という意味しかないのが中小企業の現実である。

運転資金として足らなければ銀行から借りて来るか、経営者が自分から借りて来るかである。もちろん前述した通り「イメージ」として、資本金が500万円よりも3,000万円の方が大きな会社でありそうだと、とか信用がありそうだと、と多くの人を考えるだろうことは想像に難くない。

個人事業をやっていた人が法人をつくる（法人成りという）場合や、新規に内々で会社をつくる時には、資本金は1,000万円未満にすることが圧倒的に多いのである。理由は明白である。2期の間（最大2年間）は、消費税免除だからである。もし、大きな資本金が必要なら3年目を以降に「増資」をするだろう。

このような場合に対しても課税当局が「あなたの会社の売上規模からいって資本金が500万円というのは、消費税を脱税する意図しかありませんなあ。」と云って摘発されたら大変なことである（実際これで摘発された事案は聞いたことがないが。）。

年間売上が1,000億円ある会社で資本金500万円は確かにあやしい。しかし、年間売上10億円ならよくある話だ。このあたりの仕分けを法律上明確にしておいてもらえなければ、危なくておちおち会社をつくることもできない。

5.3 個人の不動産を法人が借上げている場合

小規模の会社では、代表者が従来から持っている土地・建物の不動産を会社が借上げて賃借料を支払っているケースが多い。

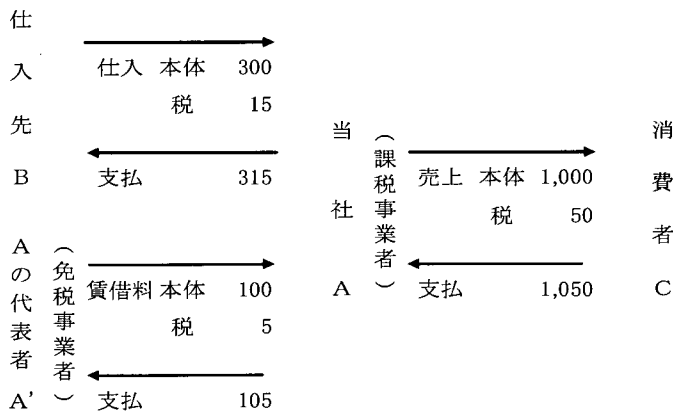


図9 法人代表者の不動産を借上げている場合

当社 A は、仕入先 B から本体 300 の商品を仕入れ、消費者に本体 1,000 で販売するとする。その他に当社 A の代表者 A' に賃借料として本体 100 を支払う。

この例では当社 A の消費税の納税は $50 - (15 + 5) = 30$ である。

仕入先 B が他人だとすれば、B が免税事業者か否か、すなわち消費税を国に納付しているかどうかは知ることができない。

ところが、A' が A の代表者又は関係者であれば A' が免税事業者であるか否かは A の知るところとなる。ちなみに不動産（建物）の貸付も消費税の課税対象であり、A' の前々課税期間の課税売上高が 1,000 万円以下であれば、消費税の免税事業者である。

具体例でいえば、例えば家賃が月 70 万円、年 840 万円であれば税法が変わらない限り、半永久的に $840 \text{万円} \times 5\% = 42 \text{万円}$ の「益税」である不当利得が発生してしまう。

もし、内々の関係者数人がそれぞれ不動産（建物）を所有し、A に貸付けていて賃料をとっていれば毎年数百万円単位の「益税」が発生してしまうことにもなりかねない。

そうすると、4.2 で述べた「意図的な課税回避」に限りなく近づいてしまうことになる。

5.4 「営業政策」が萎縮しかねない

現代はスピードの経営が求められる時代でもある。大企業ではなくても新たな事業の展開や不採算事業からの撤退などの経営判断をスピーディーに行わなければならない場合もある。

「課税回避」を全く意図しなくても、何年かに一度新たな資本金 1,000 万円未満の法人を設立、営業に参加させていくことで結果的に脱税として摘発されてしまうこともあるかも知れない。それを嫌って新設法人はすべて資本金 1,000 万円以上とするのも、また考えものである。すなわちまじめにやればやる程、益税が発生してしまうことを恐れ、スムーズな企業経営を妨げてしまうことにもなりかねない。

6. 制度改正の私案

それではどのような制度改正を行えば良いか？ 私なりの私案を示してみる。

6.1 免税事業者は当年の課税売上高が 3,000 万円以下の者に限るべき

ある事業者が課税事業者か否かは、現行の税制のもとでは、その事業年度の課税売上高如何で判定するのではなく、前々課税事業年度で判断することになっている。その理由として、その事業年度が課税事業者か免税事業者かわからなければ、売上単価の値付けもできないためということについては既に述べた。

資本金が 1,000 万円以上の法人については、ある程度の規模の事業を展開するであろうから当然消費税を別途やり取りするプロの事業者の違いなく、そのような者に対してたとえ 2 年間

であるとしても、消費者が負担したと認識している消費税が国庫に入りそびれることはよろしくないとして免税事業者からはずしている。とするならば、個人事業者や資本金1,000万円未満の法人であって前々課税期間がなかったり、あっても課税売上高が低い者でも、その事業年度にある程度の売上を達成するような事業者は免税事業者からは除くのが良いと思う。これは一見「遡及的な課税で違法」であるとも見えなくもないが、元々取引そのものは消費税の課税がされる取引であり、いざ申告・納付の段階になって免税事業者として「消費税申告とは無縁の人」となるわけなので、「遡って課税が発生する」わけではなく「役得が得られるかも知れない」と思っていたら、「得られなく原則どおりになった」だけであり、遡及的な課税とは言えないと私は考える。

それでは当事業年度の課税売上高が、いくらを超えたら免税事業者ではなくするかと言えば少し悩ましい。1,000万円ではあまりに厳しすぎる。3,000万円程度でどうかと考える。その理由として、毎年の売上げが数百万円程度でずっと消費税の免税事業者となっている者が、2期前も売上げが1,000万円を下まわっていたので免税事業者であると安心していましたが、偶発の事情で売上げが例年より増えてしまった場合に即座の対応が難しいかも知れないからだ。しかし、通常年の3倍を超えるような売上げは偶然ではまず考えられないので、3,000万円程度にしておけば実務は混乱しないだろう。

このような制度を設けておけば、4.2で述べた意図的な課税回避を防止することをはじめ、無意味に法人を設立して課税回避をはかるようなインセンティブが働かなくなると思う。

なにかんづく、本当に営業政策上の必要から子会社等をつくったり、事業承継したとしても「不当な課税回避ではないか」と見られることから開放されるだろう。

6.2 関係者よりの「仕入税額控除」を制限する

確かに今更「インボイス方式」にして、仕入先が責任を持って納付する消費税額を事業者の課税仕入れとすることは、煩わしいし小規模事業者を取引から排除しかねない。

しかし、自分の息のかかった会社なら財務内容を確認できるので、仕入先が消費税を国庫に納付するか否かは分かることから、その仕入先が消費税を納付しない状況の場合には消費税の仕入税額控除の対象としないこととしたらどうだろうか。

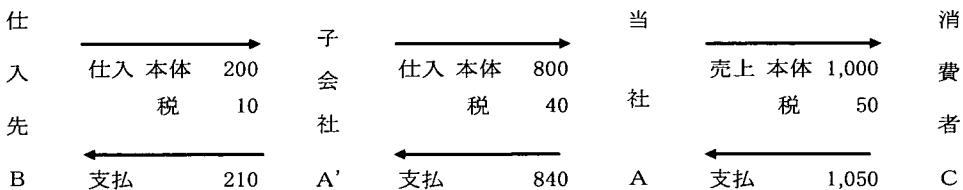


図10 子会社が免税事業者か否かによるグループ全体の消費税額

当社 A の納付すべき消費税額は

子会社 A' が課税事業者なら $50 - 40 = 10$

子会社 A' が免税事業者なら $50 - 0 = 50$

子会社 A' の納付すべき消費税額は

A' が課税事業者なら $40 - 10 = 30$

A' が免税事業者なら 0

よって A と A' の双方で納付すべき消費税額は

A' が課税事業者なら $10 + 30 = 40$

A' が免税事業者なら $50 + 0 = 50$

となり、A' が免税事業者である時の方がグループの消費税納税額が増えてしまうが致し方ない。

ちなみに利益は A' が課税事業者の場合

A : $1,000 - 800 = 200$

A' : $800 - 200 = 600$

合計 $200 + 600 = 800$

A' が免税事業者の場合

A : $1,000 - 840 = 160$

A' : $840 - 210 = 630$

合計 $160 + 630 = 790$

であり、消費税を多く納付した分だけ利益が減少してしまうことになる。

これは、すなわち「免税事業者」とは消費税の世界では「最終消費者」の立場になるということである。

それではいかにして関係者か否かを判断すべきか。

既に法人税法においては「同族会社」の定義、「移転価格税制」及び「タックスヘイブン対策税制」等で、事業関連者の特定化を出資割合や取引関係の規定の中でしており、それらの規定を準用すれば実務上も大きな混乱はなさそうである。

これらの規定を置くことによって、意図的な課税回避は相当程度防止することができ、意図的でなくても結果的に益税が発生してしまっていて心苦しく思っている経営者や税理士に対し、不要な心配を与えないことにもなる。

6.3 同族会社の行為・計算否認の規定を導入する

前に述べたように現行の消費税法では、法人税法等に規定がある「同族会社の行為又は計算否認の規定」が存在しない。しかし、やはり私は消費税法においてもこの規定を置くべきであると思う。

なぜなら、法が明文規定で禁止していない取引であっても、租税法の常識に照らしてあまり

にも不当である場合に、この行為・計算否認の規定があれば申告時にも、より常識的な処理を行いうるからである。

同族会社の行為・計算否認の規定は、前に述べたように「不確定概念」であり、「租税法律主義」の観点から問題があるとの意見が強いが、私はやはり必要な規定であると思う。

それでは同族会社以外の会社には必要ないのかと言えば、関係者の利害が対立する可能性が高い同族会社以外の会社は、同族会社に比べれば課税回避のみを目的にした（あるいはそう見える）スキームは圧倒的に少ないだろうから、現状では不要であると考ええる。

7. ま と め

はじめに述べたように、消費税は常に政治的な掛け引きに晒されながら今やわが国にとっては必要不可欠な税制となり、その存在そのものに異を唱える声は極めて少数となっている。

少子高齢化が進むわが国では、いつ、どのくらい引き上げるかが今後も常に政治課題として上がってこよう。

その際には、消費者が負担した税が「益税」として事業者の手許に残ることが、限りなくゼロに近くなるように制度を改正していく必要があると思う。

そもそも消費税は、事業者が負担するものではないし不当利得を得るものでもないため、不当なスキームを組んで課税回避を図る事業者は可能な限り糾弾するとともに、課税回避を意図しない場合でも目の前で「益税」が発生しているのをそのままに放置しないで、より適正な制度に変えるべき提言をしていくのが我々の使命であると考えている。

参考文献

川上尚貴編著『図説 日本の税制 平成 20 年度版』、財経詳報社、2008 年
岡田則男編『図解 消費税 平成 20 年版』、(財)大蔵財務協会、2008 年